

独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等不正防止計画

平成20年8月28日  
一部改正平成27年1月26日  
理事長 裁定

「独立行政法人国立高等専門学校機構における研究費等不正防止計画」（平成20年8月28日理事長裁定）について、次のとおり計画の見直しを行う。

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）」の改正（平成26年2月18日）を踏まえ、「独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則」第14条の規定に基づき、不正防止計画を以下のとおり策定し、機構本部（以下「本部」という。）及び機構が設置する各国立高等専門学校（以下「各学校」という。）が実施すべき必要な事項を定め、不正防止に努めるものである。

○不正防止計画

区分	不正を発生させる要因	不正防止計画	実施部署	
機関内の責任体系の明確化	責任体系及び実施体制の周知	機関内の責任体系に対する認識が、責任者の交代及び時間の経過により低下するとともに、責任体系の周知不足から経費の管理、執行に対しての責任の認識が低下する。	規程等で最高管理責任者等やそれらの責任範囲・権限を定め、公的研究費使用マニュアル（以下「研究費マニュアル」という。）に公的研究費の運営・管理に関する責任体系及び管理・監査の実施体制を掲載し、全職員に周知するとともに、ホームページにより公表する。	本部・各学校
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	意識改革及び使用ルールの周知	公的研究費の使用ルールが十分に理解されていない。また、機関の規則等の理解不足により運用実態と乖離している。	①本部が作成・公表している研究費マニュアル等、各高専において研究費使用に係る関連マニュアルなどを全教職員へ配布等することによって、教職員への周知徹底を図る。 ②教職員には、原則として、公的研究費の不正使用防止に関する研修会への出席を義務付ける。 また、本部及び各学校を対象とした研修会を開催するとともに、各学校での研修会に必要に応じて講師を派遣するなどし、全教職員に周知徹底を図る。	本部・各学校 本部・各学校
		・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。 ・公的研究費が国民の税金によってまかなわれていることに対する意識が欠如している。 ・不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。	①全教職員に対し、行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンスに関するチェックリストの作成を徹底することにより、公的研究費等が主として国民の税金などが原資となっていることを改めて認識させ、国民に対する説明責任があるという意識啓発を行う。 ②公的研究費に関する包括的な誓約書の提出を義務付け、公的研究費が税金などを原資とし、使用者には国民等への説明責任があることの意識啓発を行う。なお、誓約書が提出されない教職員には、公的研究費の使用及び関与を認めない。	本部・各学校 本部・各学校
	不正発生リスク等を踏まえた会計ルールの見直し	職務権限及び業務分担と実態が乖離している。	③科学研究費助成事業の柔軟な経費の使用のための制度について、ホームページへの掲載や研修会等で周知する。	本部・各学校
			④不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。	本部・各学校
	不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	不正防止計画の策定・実施	①会計機関補助者の「事務の範囲」について、実態と職務分掌が乖離していないかの確認を行う。	本部・各学校
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	②財務会計システムの権限設定が適切なものになっているかの確認を行う。		本部・各学校	
	①不正防止計画推進室は、内部監査部門、監事及び外部監査人と密接な連携を図って業務を遂行する。 ②不正防止計画推進室は、不正防止計画の策定、見直し、公的研究費の管理・執行に係る実態の把握及び検証に努め、不正防止を推進し不正防止計画の適正化を図る。 ③最高管理責任者は、不正防止に率先して対応し、自らが不正防止計画の進捗管理に努める。また、コンプライアンス推進責任者は、各学校における不正防止計画の進捗管理を行う。		本部 本部 本部	
公的研究費の管理と執行状況の把握	公的研究費の管理と執行状況の把握	予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	コンプライアンス推進責任者及び担当事務職員は常時執行状況を把握し、執行の遅れている研究者に対しては、執行の遅れの理由を確認するとともに、必要に応じて助言等を行うなどの徹底を図る。	本部・各学校
		単年度で予算を使い切るという意識の下で執行している。	①年度末における無理な執行を行わないように翌年度への繰越、残額の返還についての資金の情報提供の周知徹底を図る。	本部・各学校
			②公的研究費によっては、翌年度への繰越しが認められていることを周知するとともに、手続きも簡素化されていることも併せて周知する。	本部・各学校

研究費の適正な運営・管理活動	納品検収体制の充実(物品管理含)	発注担当者と検収担当者が明確に分離されていない。	①発注者と同一人による納品検収を行うことのないよう、検収の際、納品書に検収した職員の検収印を押印することとし、検収後における納品物品のすり替え等を防止する観点から、現品への検収印の押印等を行うこととする。	本部・各学校
			②業者による納品書及び請求書(以下「納品書等」という。)の書換防止のため、手書又は日付が空欄の納品書等は受理せず、あらかじめ電子化された納品書等の発行を依頼し、受理する。(業者の納品書等が電子化されてなく、全てが手書の場合はこの限りでない。)	本部・各学校
			③公的研究費等の不正使用に関与した取引業者に対しては、高専機構の会計規則等のルールにより厳正な処分・対応を行うとともに、毎年度、各学校において、主な取引業者の債権・債務額の突合を行う。	本部・各学校
		物品の私的流用が発生する。(外部資金で購入した物品について、寄贈手続き後の所在不明等)	購入等後の物品の使用実態や管理について、使用者としての責任を把握・確認する。	本部・各学校
		使用可能な物品を廃棄し私物化が行われる。資産台帳に計上されていない物品の使用実態や管理体制の不備が発生する。	内部監査、執行部署での日常的なモニタリング等で使用実態を抽出し点検・確認をする。	本部・各学校
	出張計画の実施状況の確認	旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。	①復命・旅行報告書の内容には、用務先関係者や宿泊先など具体的に記載させ、追跡や確認ができるようにする。	本部・各学校
			②宿泊費を伴わない出張等(自宅や友人宅)については、出張地への出張理由をより明確なものとし、宿泊場所は自己申告する。	本部・各学校
			③航空機利用による旅行には、領収書及び半券を添付する。また、バック旅行利用の場合は、領収書及びバック旅行の内容がわかる資料を添付する。	本部・各学校
	非常勤雇用者等の勤務状況の確認	研究員等の勤務時間管理が厳密に行われていないため、実態の確認ができておらず、カラ謝金が防止できない。	①同意書を徴収する際、不正使用の事例や相談窓口等について説明し、雇用通知書を、事務室で直接本人に交付する。	本部・各学校
			②成果物の確認や勤務実態についての雇用者へのヒアリング等を任意に抜き打ち的に行う。	本部・各学校
知識の習得とコミュニケーション	教職員間の日常的なコミュニケーション不足により、研究費の使用ルールや事務手続を十分な指導及び相互理解が不十分なまま処理が行われる。	①事務職員は、教員と日常的なコミュニケーションに心掛け、事務手続に関して正確に説明を行えるように研究費使用ルールの習得や各研究室等で頻りに購入される物品などの理解に努めるとともに、事務職員のスキルアップのために、定期的の高専機構又は各学校において職員研修を実施するとともに、当該研修への積極的な参加を義務付ける。	本部・各学校	
		②教職員は、研究費使用に関して疑問が生じた場合は、相談窓口の事務職員へ積極的に連絡を取るよう心掛ける。	本部・各学校	
取引業者に対するルールの周知等		①取引業者に対して、高専機構の公的研究費等の使用マニュアルを配布するなど、会計規則等をはじめとするルールや再発防止策に関して機構HPや文書等にて周知徹底する。	本部・各学校	
		②取引数の多い業者には、不正経理に協力しない旨の誓約書を提出させる。	本部・各学校	
情報発信・共有化の推進	相談・通報窓口の周知	通報窓口が判りにくく、不正が潜在化する。	公的研究費の使用に関する相談を受け付ける「相談窓口」及び不正に関する通報を受け付ける「通報窓口」の情報を機構内外に周知する。	本部・各学校
		使用ルール等の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行される恐れがある。	①使用ルールの説明会を開催、関係者の出席を義務付ける。 ②教職員を対象とした公的研究費の取扱いに関する理解度チェックを実施する。	本部・各学校 本部・各学校
モニタリングの在り方	実効性のある監査	モニタリング及び内部監査が形骸化する。	①監査の実施に際しては、「公的研究費に関する内部監査マニュアル」に基づき監査を実施し、監査結果について意見交換や情報交換を行い、効率的、効果的かつ多角的な監査に反映させる。	本部・各学校
			②少額多数の取引、取引金額上位の取引、大口の研究資金を持つ研究者などへのモニタリングを実施することとし、該当業者に対しては、可能な限り売上帳(写)又は売掛金台帳(写)の提出を求め、比較表を作成するなど各学校で保管している会計伝票との突合を行う。	本部・各学校
			③高専間相互監査や日常監査とは別に、各学校において、会計内部監査を定期および随時実施することとし、その際、可能な限り業者に対してヒアリングを実施した上で、得意先元帳、在庫伝票、売掛伝票等(写)などの提出を求め、各高専で保管している会計伝票との突合を行う。	本部・各学校